



議案第八十四号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の

一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和四十九年三朝町条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二百万円」を「三百万円」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第十条第一項第一号中「四十万円」を「六十万円」に、「八十万円」を「百二十万円」に、「百万円」を「百四十万円」に、「百三十万円」を「百八十万円」に改め、同項第二号中「四十万円」を「六十万円」に、「五十五万円」を「八十万円」に、「九十万円」を「百二十万円」に改め、「住居の全体が滅失若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 百三十万円」を「住居の全体が滅失若しくは流失した場合 百八十万円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「百四十

万円」とあるのは「百八十万円」と、「八十万円」とあるのは「百二十万円」と、「百二十万円」とあるのは「百八十万円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。